

# NPO法人の

## 認定・条例指定って？



### Q1 認証、認定、条例指定は、どのような制度ですか？

#### 1 認証

法人格の取得に必要な「認証」を行う制度です。認証後、登記をすると、法人として成立します。

#### 2 認定

一定の基準を満たして認定を受けたNPO法人に対し、寄附金控除等、多様な税制上の優遇措置を付与することにより、その法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。また、設立の日から5年を経過しないNPO法人の場合は、PST基準（P3上段の表参照）を免除して3年間に限り税制優遇を受けられる「特例認定」の制度があります。

#### 3 条例指定

個人住民税の寄附金控除対象となるNPO法人を、都道府県・市区町村が個別に条例で指定することによりその法人への寄附を促し、活動を支援する制度です。条例指定を受けると、その後「認定」を受けやすくなります。

### Q2 なぜ、NPO法人への寄附を促進する認定、条例指定制度ができたのですか？

市民ニーズが多様化・複雑化するなかで、福祉や子育て、まちづくり、教育、文化などの身近な分野において、NPO法人をはじめ、市民や企業、公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人などが果たす役割への期待が高まってきました。そのため、NPO法人に対する個人や法人からの寄附を増やし、その活動を支援する目的で、「認定制度」や「条例指定制度」が設けられました。

### Q3 「認定NPO法人」になると、どのような税制優遇がありますか？

#### 1 個人が認定NPO法人に寄附した場合、所得税の確定申告をすれば、税金が軽減されます

- ・所得税（所得控除、又は40%の税額控除）
- ・個人住民税（都道府県民税4%、市区町村民税6%の税額控除（ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税2%+市民税8%）

（例）10,000円寄附した場合、4,000円税金が軽減されます。  
（10,000円－適用下限額2,000円）×50%=4,000円

なお、計50%の税額控除が可能ですが、認定・特例認定を受けても、自動的に個人住民税の寄附金控除の対象になるわけではありません。都道府県民税については都道府県から、市区町村民税は市区町村から、それぞれ個人住民税の寄附金控除の対象法人として指定される必要があります。

## 2 法人が認定NPO法人に寄附した場合、損金算入限度額の枠が拡大されます

認定NPO法人には、別枠の損金算入限度額が設けられているため、一般のNPO法人への寄附と比較して、経費にできる寄附金の限度額が高くなり、寄附した法人の法人税が軽減されます。

## 3 相続人が認定NPO法人に寄附した場合、寄附をした相続財産が非課税になります

課税対象額が減るため、相続税が軽減されます。



## 4 認定NPO法人が、法人税法上の収益事業を行った場合、法人税の軽減措置である「みなし寄附金」を利用できます

「みなし寄附金」とは、収益事業から得た利益を非収益事業に使用した場合に、この分を寄附金とみなし、一定の範囲で損金算入できる制度で、認定NPO法人の法人税が軽減されます。

## Q4 「条例指定NPO法人」になると、どのような税制優遇がありますか？

### 1 指定を受けたNPO法人への寄附が、個人住民税の寄附金控除対象となるため、市民からの寄附促進につながります

条例指定を受けたNPO法人に寄附をした市民が、住民税の申告をすると、寄附者の支払う個人住民税が軽減されます。

- ・個人住民税（都道府県民税4%、市区町村民税6%の税額控除（ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税2%+市民税8%））

（例）川崎市民が10,000円寄附した場合、次のとおり、税金が軽減されます。  
（10,000円—適用下限額2,000円）×2%=160円（県民税分）  
（10,000円—適用下限額2,000円）×8%=640円（市民税分）

なお、計10%の税額控除を受けるには、寄附者がお住まいの自治体の条例で、都道府県民税については都道府県から、市区町村民税は市区町村から、それぞれ個人住民税の寄附金控除の対象法人として条例で個別に指定されている必要があります。

## Q5 「条例指定NPO法人になると、認定を受けやすい」とは、どのようなことですか？

条例指定を受けたNPO法人については、認定NPO法人になるための基準のうち、最も満たすことが難しいとされるPST基準（法人が広く市民から支援されているかを測る指標）が免除されます。

また、条例指定制度における運営組織や事業活動の基準は、認定制度に準じて設定されているため、条例指定の運営要件を満たしていれば、認定制度の運営要件についても基本的には適合することとなります。

よって、最初に「条例指定」を取得することで、その後、多様な税の優遇が受けられる「認定」を受けやすくなるということです。



## 認定・特例認定・条例指定の基準について

	認 定 (※1)	条例指定
PST 基準 (※2)	次のいずれかを満たすこと。 ① 経常収入金額に対する寄附金等収入金額の割合が、20%以上 ② 3,000円以上の寄附者が、年平均100人以上 ③ <u>自治体の条例指定を受けている。</u>	次のいずれかを満たすこと。 ① 年間3,000円以上の寄附等をした市民が、年平均50人以上 ② 年間1,000円以上の寄附等をした市民が、年平均100人以上 ③ 認定を受けている。
その他の 基準	次のすべてを満たすこと。 ・ 共益的な活動が一定割合以下であること。 ・ 運営組織や経理が適正であること。 ・ 事業活動の内容が適正であること。 ・ 情報公開が適正であること。 ・ 事業報告書等を期限内に提出していること。 ・ 法令違反、不正行為、公益違反がないこと。 ・ 欠格事由に該当しないこと。	次のすべてを満たすこと。 ・ 市内における継続的な公益的活動 ・ 特定の個人又は法人の不当な利益につながらないこと ・ 法人ホームページにおける情報公開といった市の独自基準のほかは、 <u>認定の基準に準じて設定</u>

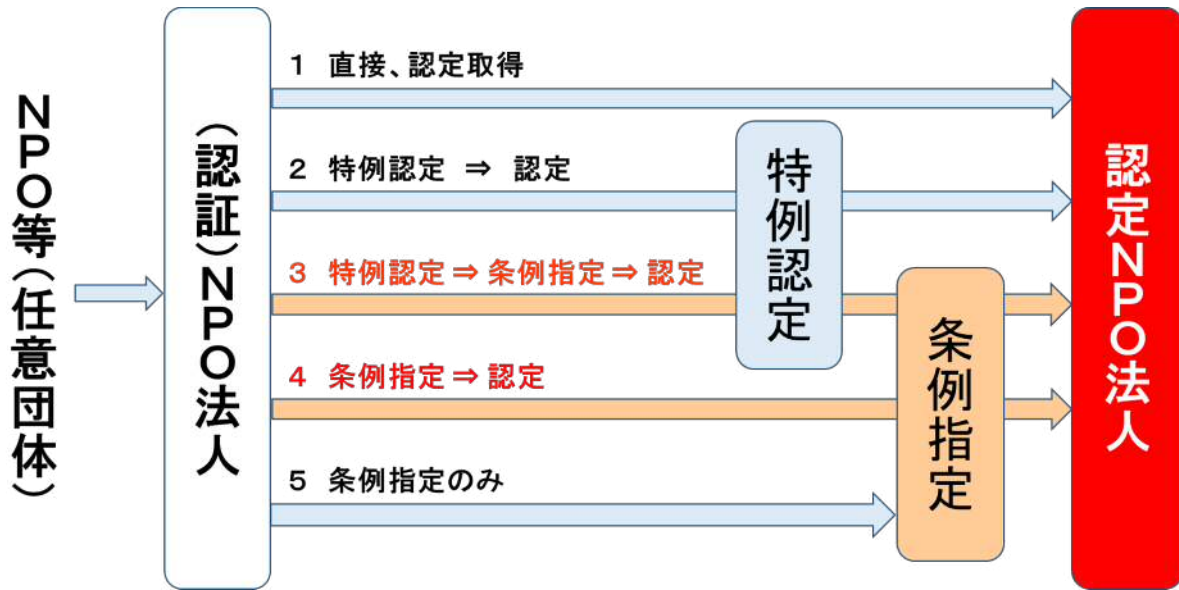
(注) ※1…PST基準とは、広く市民から支援を受けているかどうかを測る基準のこと  
 ※2…特例認定については、PST基準が免除されている。

## 認定・特例認定・条例指定NPO法人に対する税制上の優遇措置について

	税制上の優遇措置	認定	特例 認定	条例 指定
個人からの 寄附	所得税の寄附金控除（所得控除と税額控除の選択制） ○所得控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2千円を控除した金額を総所得金額から控除 ○税額控除：寄附金（所得金額の40%相当額が限度）から2千円を控除した金額の40%（所得税額の25%相当額が限度）を所得税額から控除	○	○	×
	個人住民税の寄附金控除（税額控除のみ） ○税額控除：寄附金（所得金額の30%相当額が限度）から2千円を控除した金額の10%（都道府県民税4%+市区町村民税6%（ただし、指定都市の区域内に住所を有する場合には、道府県民税2%+市民税8%）を住民税額から控除	○ (※)	○ (※)	○
法人からの 寄附	一般寄附金の損金算入限度額とは別に、特別損金算入限度額の範囲内で損金算入可	○	○	×
相続財産の 寄附	寄附をした相続財産の価額について、相続税の課税対象から除外	○	×	×
NPO法人 自身の税優 遇	収益事業から得た利益を特定非営利活動に係る事業に支出した場合に、これを寄附金とみなして、一定の範囲内で損金算入可（みなし寄附金）。 損金算入限度額：所得金額の50%又は200万円のいずれか多い額までの範囲 （法改正前に国税庁の認定を受けた法人は、所得金額の20%相当額までの範囲）	○	×	×

(注) ○…税制上の優遇措置の適用あり、×…適用なし  
 ※…個人住民税の寄附金控除については、認定・特例認定を受けても自動的に控除対象とはならない。都道府県民税については都道府県から、市区町村民税については市区町村から、それぞれ個人住民税の寄附金控除の対象として指定される必要がある。

# 認定NPO法人等になるまで（主な流れ）



## 認定の基準 = PST+PST以外の認定基準

PST（パブリック・サポート・テスト）

- ① 相対値基準 … 収入金額に占める寄附金等の割合が20%以上
- ② 絶対値基準 … 年3,000円以上の寄附者が年平均100人以上
- ③ 条例指定 … 事務所のある自治体で条例指定を受けていること

## 特例認定の基準 = PST以外の認定基準

## 条例指定の基準 = 公益要件+運営要件(PST以外の認定基準の一部)

(※神奈川県と川崎市の場合)

	ルート	満たす必要のある基準など
1	直接、認定取得	・PST(①又は②)と、PST以外の認定基準を満たし、認定取得
2	特例認定⇒ 認定	・PST以外の認定基準を満たし、特例認定取得 ・特例認定の有効期間(3年)内にPST(①又は②)を満たし、認定取得
3	特例認定⇒ 条例指定⇒ 認定	・PST以外の認定基準を満たし、特例認定取得 ・特例認定の有効期間(3年)内に、神奈川県又は川崎市の条例指定の公益要件を満たし、条例指定取得 ・PST(③)により、認定取得
4	条例指定⇒ 認定	・神奈川県又は川崎市の条例指定の基準を満たし、条例指定取得 ・PST(③)により、認定取得
5	条例指定のみ	・神奈川県又は川崎市の条例指定の基準を満たし、条例指定取得

〔発行〕 川崎市 市民文化局 市民活動推進課

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11番地2

川崎フロンティアビル7階

電話 044-200-2341 ファックス 044-200-3800

〔発行日〕 平成29年4月1日

